

内閣参質一〇四第一三号

昭和六十一年三月四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員立木洋君提出サハラ・アラブ民主共和国との外交関係に関する質問に対し、別紙答  
弁書を送付する。

参議院議員立木洋君提出サハラ・アラブ民主共和国との外交関係に関する質問に対

する答弁書

一及び四について

我が国は、西サハラ問題に関しては、西サハラ地域住民の意思が反映される形で平和的に解決されることを期待するものであるが、同問題の当事国ではない我が国としては、同問題につき立ち入ったコメントをすることは差し控えたい。

二について

我が国は、一及び四についてにおいて述べた我が国の立場に基づき、国際連合における西サハラ問題の審議に臨んできた次第である。いずれにせよ、我が国としては、西サハラ問題の平和的解決のため国際連合が建設的な役割を果たすことを強く期待するものである。

### 三について

我が国政府とモロッコ王国政府との間には、海洋漁業に関する協定が存在するが、同協定では、モロッコ王国政府が自国に接続する二百海里水域において生物資源に対する管轄権を国際法に従つて行使することを認め、その前提の下でモロッコ王国政府が自国の関係法令に従つて、日本国の漁船に対し同水域において漁獲を行うことを許可する旨規定している。